

法務省民商第68号
令和8年4月3日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う企業価値担保権に関する登記の事務の取扱いについて（通達）

事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号。以下「法」という。）、事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和7年政令第243号。以下「令」という。）及び企業価値担保登記規則（令和8年法務省令第25号。以下「規則」という。）が本年5月25日から施行されますが、これに伴う企業価値担保権の登記及び企業価値担保権の実行手続に関する登記（以下「企業価値担保権に関する登記」と総称する。）の事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

第1 本通達の趣旨

本通達は、法等の施行に伴う企業価値担保権の創設等に関し、企業価値担保権に関する登記の事務の取扱いにおいて留意すべき事項を明らかにしたものである。

第2 企業価値担保権

1 用語の定義

- (1) 企業価値担保権 企業価値担保権信託会社（後記(3)参照）を権利者とし、会社の総財産（将来会社に属する財産を含む。）を一体としてその目的とし、会社に対する特定被担保債権（後記(5)参照）及び不特定被担

保債権（後記(6)参照）を被担保債権として設定される担保物権（法第7条、第8条第2項第2号）

- (2) 債務者 企業価値担保権の被担保債権の債務者である会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）（法第2条第2項、第6条第1項）
- (3) 企業価値担保権信託会社 法第32条の内閣総理大臣の免許を受けた者（法第33条第1項又は第2項の規定により当該免許を受けたものとみなされた者を含む。）（法第6条第2項）
- (4) 企業価値担保権信託契約 債務者と企業価値担保権信託会社との間で締結される信託契約であって、債務者を委託者とし、企業価値担保権信託会社を受託者とするもの（同条第3項）
- (5) 特定被担保債権 対象債権（企業価値担保権信託契約により定められた特定の債権又は一定の範囲に属する不特定の債権（債務者との特定の継続的取引契約によって生ずるものその他債務者との一定の種類取引によって生ずるものに限る。））等の財産上の請求権（同条第4項）
- (6) 不特定被担保債権 債務者が破産手続開始決定を受けたとき等における当該債務者に対する財産上の請求権であって、破産財団等から弁済又は配当を受けることができるもの（企業価値担保権の実行手続終結の決定があるまでに弁済又は配当を受けるものを除く。）（同条第5項）
- (7) 特定被担保債権者 特定被担保債権に係る企業価値担保権信託契約に基づく信託の受益者（同条第6項）
- (8) 不特定被担保債権者 不特定被担保債権を有する企業価値担保権信託契約に基づく信託の受益者（同条第7項）
- (9) 担保目的財産 企業価値担保権の目的である財産（同条第8項）
- (10) 不特定被担保債権留保額 債務者について行われ、又は行われるべき清算手続又は破産手続の公正な実施に要すると見込まれる額として令第2条で定めるところにより算定した額（裁判所が当該清算手続又は破産手続の公正な実施に特に必要と認める場合にあっては、これに当該裁判所が定める額を加えた額）（法第8条第2項第1号ハ）

2 企業価値担保権の成立要件

(1) 企業価値担保権の設定

企業価値担保権の設定は、委託者を債務者、受益者を特定被担保債権者及び不特定被担保債権者、受託者を金融庁の監督下に置かれる企業価

値担保権信託会社、信託財産を企業価値担保権とする信託契約によらなければならないとされた（法第8条第1項）。

また、債務者が企業価値担保権の設定をするには、法第10条各号に定める決定又は決議によらなければならないとされた（ただし、同条第1号又は第5号に掲げる債務者の定款に別段の定めがあるときは、その定めによる。）。

(2) 企業価値担保権信託契約

企業価値担保権信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければ、その効力を生じないとされた（法第8条第2項）。

ア 信託の目的が、企業価値担保権信託会社が次に掲げる行為をするものであること（同項第1号）。

(ア) 企業価値担保権の管理及び処分をすること。

(イ) 特定被担保債権者のために、企業価値担保権の実行手続において、配当可能額から不特定被担保債権留保額を控除した額を限度として金銭の配当を受け、これを管理・処分すること。

(ウ) 不特定被担保債権者のために、不特定被担保債権留保額の金銭の配当を受け、これを管理・処分すること。

イ 特定被担保債権及び不特定被担保債権を担保するために企業価値担保権信託会社を企業価値担保権者として企業価値担保権を設定すること（同項第2号）。

ウ 特定被担保債権の範囲を定めていること（同項第3号）。

エ 特定被担保債権を有し、又は有すべき者を受益者として指定すること。この場合において、当該者による受益権の取得は、次の(ア)又は(イ)に掲げる者の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める時に、その効力を生ずること（同項第4号）。

(ア) 特定被担保債権（法第6条第4項第1号から第3号までに掲げる財産上の請求権に限る。）を有し、又は有すべき者 企業価値担保権信託会社に対して当該受益権の取得について承諾をした時（当該特定被担保債権を有している場合に限る。）

(イ) (ア)に掲げる者以外の者 企業価値担保権信託会社に対して当該受益権の取得について承諾をした時

オ 不特定被担保債権を有する者を受益者とする事（法第8条第2項

第5号)。

カ 企業価値担保権が消滅する前に企業価値担保権信託契約に係る信託が終了した場合の信託法(平成18年法律第108号)第182条第1項第2号に規定する帰属権利者を債務者とすること(法第8条第2項第6号)。

3 企業価値担保権の効力発生要件

企業価値担保権の得喪及び変更は、債務者の本店の所在地において、商業登記簿にその登記をしなければ、その効力を生じないとされた(法第15条)。

4 企業価値担保権の順位

既に企業価値担保権が設定されている担保目的財産に対して、他の企業価値担保権を設定することが可能であるところ、同一の債務者の総財産に対して複数の企業価値担保権が設定されている場合に、企業価値担保権同士の優先弁済権の競合を調整するため、その順位は登記の前後によるものとされた(法第16条)。

(1) 企業価値担保権の順位の変更

企業価値担保権の順位は、各企業価値担保権者の合意によって変更することができることとされ(法第17条第1項)、その合意をするには、各企業価値担保権者が、各企業価値担保権信託契約における受益者である全ての特定被担保債権者の同意を得ることとされた(ただし、企業価値担保権信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。)(同条第2項)。

また、企業価値担保権の順位の変更は、その登記をしなければ、効力を生じないとされた(同条第3項)。

(2) 他の権利との関係

他の担保権(先取特権、質権及び抵当権)と企業価値担保権の優劣関係については、他の担保権に係る登記や登録等の対抗要件の具備と、企業価値担保権に係る登記の前後によるとされた(法第18条第1項)。

(3) 付記登記の順位

付記登記(企業価値担保権に関する登記のうち、既にされた企業価値担保権に関する登記についてする登記であって、当該既にされた企業価値担保権に関する登記を変更し、若しくは更正し、又はこれを移転する

もので当該既にされた企業価値担保権に関する登記と一体のものとして公示する必要があるものをいう。以下同じ。)の順位は主登記(付記登記の対象となる既にされた企業価値担保権に関する登記をいう。以下同じ。)の順位により、同一の主登記に係る付記登記の順位はその前後によるとされた(法第220条)。

5 企業価値担保権の承継の制限

企業価値担保権の承継は、受託者としての権利義務の承継とともにしなければならないとされた(法第23条)。

6 債務者の合併による企業価値担保権の効力

合併により消滅する債務者の総財産を目的とする企業価値担保権は、合併後存続する会社又は合併により設立される会社の総財産につき、効力を有するとされた(法第25条第3項)。

7 債務者の会社分割

債務者は、企業価値担保権が担保する特定被担保債権に係る債務を会社分割により承継させることができないとされた(法第26条第2項)。

8 企業価値担保権の消滅

特定被担保債権の元本の確定後において、特定被担保債権の全部が消滅したときは、企業価値担保権も、消滅するとされた(法第30条)。

また、企業価値担保権は、債務者に対しては、その担保する特定被担保債権と同時でなければ、時効によって消滅しないとされた(法第31条)。

第3 企業価値担保権に関する登記に係る通則

1 管轄登記所

企業価値担保権に関する登記の事務は、企業価値担保権を設定する債務者である会社の登記の事務をその本店所在地においてつかさどる登記所が管轄登記所としてつかさどるとされた(法第216条)。

なお、債務者である会社の本店所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が、具体的な管轄登記所となる(商業登記法(昭和38年法律第125号)第1条の3)。

2 登記事務取扱者

企業価値担保権に関する登記の事務は、商業登記の事務を取り扱う者が取り扱うとされた(法第217条)。

なお、商業登記の事務を取り扱うのは、登記官（登記所に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は地方法務局長が指定する者をいう。以下同じ。）である（商業登記法第4条）。

3 登記簿

企業価値担保権に関する登記は、企業価値担保権を設定する債務者の登記簿にするとされた（法第218条）。

また、企業価値担保権に関する登記は、商業登記の登記記録中、新設する企業価値担保権区（規則附則第4条による改正後の商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「商登規則」という。）別表第5から別表第8まで）にするとされ、当該区に記録した順序に従い、順位番号を記録するほか、企業価値担保権に関する登記についての登記事項を記録し、同順位の場合は識別符号を記録するとされた（規則第1条から第3条まで）。

4 登記事項

企業価値担保権の登記事項は、以下のとおりとされた（法第223条において準用する不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「準用不登法」という。）第59条、規則第2条及び第3条、規則第13条において準用する不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「準用不登規則」という。）第148条）。

- (1) 登記の目的
- (2) 申請の受付の年月日及び受付番号
- (3) 登記原因及びその日付
- (4) 企業価値担保権者の名称及び本店の所在場所
- (5) 企業価値担保権の消滅に関する定めがあるときは、その定め
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第423条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請した者がいるときは、当該代位者の氏名又は名称及び住所並びに代位原因
- (7) 権利の順位を明らかにするために必要な以下の事項
 - ア 順位番号
 - イ 同順位である2以上の権利に関する登記をするときは、順位番号に付された当該登記を識別するための符号
 - ウ 付記登記の順位番号を記録するときは、主登記の順位番号に付加する付記何号

第4 登記申請の手続

1 登記申請の通則

(1) 申請人等

ア 企業価値担保権の登記

企業価値担保権の登記は、法令に別段の定めがある場合を除き、登記権利者（準用不登法第2条第12号）及び登記義務者（同条第13号）が共同して申請すべきこととされた（準用不登法第60条）。

なお、申請当事者の一方に登記手続をすべきことを命ずる確定判決による登記の場合若しくは法人の合併を原因とする移転登記の場合（準用不登法第63条）又は企業価値担保権者の名称等の変更・更正の登記の場合（準用不登法第64条）は、共同申請主義の例外として、単独申請が認められる。

イ 企業価値担保権の順位の変更の登記

企業価値担保権の順位の変更の登記の申請は、順位を変更する当該企業価値担保権の企業価値担保権者が共同してしなければならないとされた（準用不登法第89条）。

ウ 登記の嘱託

裁判所書記官は、企業価値担保権の実行手続開始の決定があった場合（法第193条第1項及び第2項）、管財人の情報についての変更が生じた場合（同条第3項第1号）、実行手続開始の決定の取消しの決定が確定した場合（同項第2号）、実行手続廃止の決定が確定した場合（同項第3号）、実行手続開始の申立てが取り下げられた場合（同項第4号）、実行手続終結の決定があった場合（同項第5号）について、債務者の本店の所在地の登記所にそれぞれ登記を嘱託することとされた。

(2) 申請等の方法

登記の申請又は嘱託は、企業価値担保権設定者（債務者）を識別するために必要な事項、申請人の氏名若しくは名称及び住所又は嘱託者の氏名、登記の目的その他の登記の申請又は嘱託に必要な事項として令第14条で定める情報（以下「申請情報等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法（以下「オンライン申請」という。）又は書面（申請情

報等の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。)を提出する方法により登記所に提供してしなければならないとされた(準用不登法第18条、第16条)。

なお、オンライン申請については、法附則第26条第1項において準用する不動産登記法附則第6条第1項の規定による指定(以下「第6条指定」という。)を受けた登記所においてすることができることとされた。

また、書面を提出する方法のうち磁気ディスクを提出する方法については、法務大臣が告示で指定した登記所においてすることができることとされた(準用不登規則第51条)。

このため、これらの指定を受けるまでの間は、申請又は嘱託の方法は書面(申請情報等の全部又は一部を記録した磁気ディスクを除く。)を提出する方法(以下「書面申請」という。)に限定されることとなる。

(3) 一括申請

企業価値担保権の登記と商業登記については、一括申請を認める規定は設けられていないことから、同一の申請書で一括申請することはできない。

(4) 申請情報等

企業価値担保権の登記の申請をする場合又は企業価値担保権の実行手続に関する登記の嘱託をする場合に登記所に提供しなければならない申請情報等は、以下のとおりである(令第14条)。

なお、申請人又はその代表者若しくは代理人は、準用不登規則第47条で定める場合を除き、申請情報等を記載した書面に記名押印しなければならないとされた(令第15条において準用する不動産登記令(平成16年政令第379号。以下「準用不登令」という。)第16条第1項)。

ア 申請人の氏名若しくは名称及び住所又は嘱託者の氏名

イ 申請人が法人であるときは、その代表者の氏名

ウ 代理人によって登記を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

エ 民法第423条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の名称及び住所並びに代位原因

オ 登記の目的

カ 登記原因及びその日付

キ 企業価値担保権設定者の名称及びその本店の所在場所

ク 申請人が登記権利者又は登記義務者でないとき（企業価値担保権者の名称等の変更・更正の登記又は企業価値担保権の順位の変更の登記の申請にあつては、企業価値担保権者でないとき）は、登記権利者、登記義務者又は企業価値担保権者の名称及び住所（エ及びケの場合を除く。）

ケ 準用不登法第62条の規定により登記を申請するときは、次に掲げる事項

(ア) 申請人が登記権利者、登記義務者又は企業価値担保権者の一般承継人である旨

(イ) 企業価値担保権者となる登記権利者の一般承継人が申請するときは、登記権利者の名称及び一般承継の時における住所

コ 企業価値担保権の消滅に関する定めがあるときは、その定め

サ 準用不登法第22条ただし書に規定する場合に該当するときは、申請人が登記識別情報を提供できない正当な理由

シ アからサまでに掲げるもののほか、令別表の各項の登記欄に掲げる登記を申請するとき又は嘱託するときは、同表の当該各項の申請情報又は嘱託情報欄に掲げる事項

(5) 添付情報

企業価値担保権の登記の申請をする場合又は企業価値担保権の実行手続に関する登記の嘱託をする場合に、その申請情報等と併せて登記所に提供しなければならない添付情報は、以下のとおりである(令第17条)。

なお、オンライン申請をするときは、申請情報等と併せて添付情報を送信しなければならないとされ(準用不登令第10条)、書面申請をするときは、申請情報等を記載した書面に添付情報を記載した書面(添付情報のうち電磁的記録で作成されているものにあつては、当該添付情報を記録した磁気ディスクを含む。)を添付して提出しなければならない(準用不登令第15条)。

ア 登記権利者及び登記義務者が共同して企業価値担保権に関する登記の申請をする場合又は企業価値担保権の順位の変更の登記の申請をする場合には、登記義務者の登記識別情報(準用不登法第22条)

- イ 申請人が法人であるとき（規則第7条第1項で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報
- (ア) 会社法人等番号を有する法人にあつては、当該法人の会社法人等番号
 - (イ) (ア)に規定する法人以外の法人にあつては、当該法人の代表者の資格を証する情報
- ウ 代理人によって登記を申請するとき（イ(ア)の法人であつて、支配人等が当該法人を代理して登記の申請をする場合を除く。）は、当該代理人の権限を証する情報
- なお、委任による代理人によって登記を申請する場合には、申請人又はその代表者は、準用不登規則第49条で定める場合を除き、当該代理人の権限を証する情報を記載した書面に記名押印しなければならない（準用不登令第18条）。
- エ 民法第423条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、代位原因を証する情報
- オ 準用不登法第62条の規定により登記を申請するときは、一般承継があつたことを証する登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）
- カ 登記原因を証する情報（以下「登記原因証明情報」という。）
- ただし、準用不登法第63条第1項に規定する確定判決による登記を申請するときにあつては執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。）等（令第17条第5号参照）に限るものとし、令別表の各項の登記欄に掲げる登記を申請するとき（準用不登法第63条第1項に規定する確定判決による登記を申請するときを除く。）又は嘱託するときにあつては同表の当該各項の添付情報欄に規定するところによる。
- キ 登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報
- なお、同意又は承諾を証する情報を記載した書面には、準用不登規則第50条第1項で定める場合を除き、その作成者が記名押印しなければならない（準用不登令第19条第1項）。

また、当該書面には、官庁又は公署の作成に係る場合その他準用不登規則第50条第2項で定める場合を除き、記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない（準用不登令第19条第2項）。

ク アからキまでのほか、令別表の各項の登記欄に掲げる登記を申請するとき又は囑託するときは、同表の当該各項の添付情報欄に掲げる情報

(6) 登記識別情報の提供

登記権利者及び登記義務者が共同して企業価値担保権の登記の申請をする場合又は企業価値担保権者が共同して企業価値担保権の順位の変更の登記の申請をする場合には、申請人は、その申請情報と併せて登記義務者（企業価値担保権の順位の変更の登記の申請にあつては、企業価値担保権者）の登記識別情報を提供しなければならないとされた（準用不登法第22条本文）。

なお、申請人は、登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由がある場合において、登記識別情報の提供に代わる措置として、申請方法及び委任による代理人の有無の組合せに応じて、代替措置を講じたときは、登記識別情報の提供を要しないとされた（準用不登法第22条ただし書、令第16条）。

2 企業価値担保権に関する各登記の申請又は囑託

企業価値担保権の登記は、企業価値担保権の設定、移転、変更、処分の制限又は消滅についてするとされた（法第219条）。

企業価値担保権に関する登記の申請情報等は第4の1(4)、添付情報は第4の1(5)のとおりであるが、各登記における特記事項について、以下に記載する。

(1) 企業価値担保権の設定の登記

ア 登記の申請

企業価値担保権の設定の登記の申請は、企業価値担保権設定者を登記義務者とし、企業価値担保権者を登記権利者とする共同申請によることとなる。

イ 申請情報

企業価値担保権の設定の登記の目的は「企業価値担保権設定」とし、

原因は「年月日企業価値担保権信託」となる。

ウ 添付情報

登記義務者の登記識別情報の添付が必要であるが（第4の1(6)本文）、登記義務者の登記識別情報は企業価値担保権の設定の登記の時点で存在しないことから、令第16条第1項第2号又は第5号ロにより申請情報を記載した書面（委任による代理人による申請にあつては、当該書面及び委任状）に押印した登記義務者の代表者等の印鑑証明書の添付が必要となる（第4の1(6)なお書き）。

登記原因証明情報としては、企業価値担保権信託契約に係る契約書の謄本その他の登記原因を証する情報となる（令第17条第5号ただし書、令別表の1の項）。

エ 登録免許税

企業価値担保権1件につき3万円（登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「登免法」という。）第9条、別表第1の6の2（一））

(2) 企業価値担保権の移転の登記

企業価値担保権が移転する場合としては、企業価値担保権者が合併した場合又は法第65条等により受託者に変更があつた場合があり、付記登記によることとなる（準用不登規則第3条第6号）。

ア 登記の申請

(ア) 合併による企業価値担保権の移転の登記

合併による企業価値担保権の移転の登記の申請は、登記権利者である合併後の法人からの単独申請によることとなる（準用不登法第63条第2項）。

(イ) 受託者の変更による企業価値担保権の移転の登記

受託者の変更による企業価値担保権の移転の登記の申請は、変更前の受託会社（企業価値担保権信託契約に基づく信託の受託者である企業価値担保権信託会社をいう。以下同じ。）を登記義務者、承継する受託会社を登記権利者とする共同申請によることとなる。

イ 申請情報

(ア) 合併による企業価値担保権の移転の登記

合併による企業価値担保権の移転の登記の目的は「何番企業価値担保権移転」とし、原因は「年月日合併」となる。

(イ) 受託者の変更による企業価値担保権の移転の登記

受託者の変更による企業価値担保権の移転の登記の目的は「何番企業価値担保権移転」とし、原因は「年月日受託者変更」となる。

ウ 添付情報

(ア) 合併による企業価値担保権の移転の登記

登記権利者である合併後の法人による単独申請であることから、登記識別情報は不要となる。

登記原因証明情報としては、合併を証する登記官が職務上作成した情報が必要となる(令第17条第5号ただし書、令別表の2の項)。

(イ) 受託者の変更による企業価値担保権の移転の登記

登記義務者である変更前受託会社の登記識別情報の添付が必要である(第4の1(6)本文)。

登記原因証明情報としては、法第68条に規定する契約書の謄本その他の登記原因を証する情報となる。

エ 登録免許税

企業価値担保権1件につき6千円(登免法第9条、別表第1の6の2(二))

(3) 企業価値担保権の変更の登記

企業価値担保権の変更が生ずる場合としては、企業価値担保権の順位の変更が生じる場合があり、本登記によることとなる。

また、企業価値担保権者の名称又は住所が変更した場合があり、付記登記によることとなる(準用不登規則第3条第2号)。

ア 登記の申請

(ア) 順位の変更の登記

企業価値担保権の順位は、各企業価値担保権者の合意によって変更することができることから(法第17条第1項)、企業価値担保権の順位の変更の登記の申請は、その合意を要する者による共同申請によることとなる(第4の1(1)イ)。

(イ) 企業価値担保権者の名称又は住所の変更の登記

企業価値担保権者の名称又は住所の変更の登記は、企業価値担保権者の単独申請によることとなる(準用不登法第64条第1項)。

イ 申請情報

(ア) 順位の変更の登記

企業価値担保権の順位の変更の登記の目的は「何番・何番順位変更」とし、原因は「年月日合意」となる。

(イ) 企業価値担保権者の名称又は住所の変更の登記

企業価値担保権者の名称又は住所の変更の登記の目的は「何番企業価値担保権者表示変更」とし、原因は「年月日本店移転」等となる。

ウ 添付情報

(ア) 順位の変更の登記

企業価値担保権の順位の変更の登記については、順位変更に係る各企業価値担保権者全員の登記識別情報の添付が必要となる（準用不登法第22条、準用不登令第8条第6号）。

登記原因証明情報（令第17条第5号、令別表の4の項）としては、具体的には順位の変更の合意を証する情報となる。

また、順位の変更の合意をするには、各企業価値担保権者が、各企業価値担保権信託契約における受益者である全ての特定被担保債権者の同意を得なければならないとされたことから（法第17条第2項）、企業価値担保権信託契約に別段の定めがある場合を除き、各企業価値担保権信託契約における受益者である全ての特定被担保債権者が同意したことを証する情報が必要となる（令第17条第6号）。

(イ) 企業価値担保権者の名称又は住所の変更の登記

企業価値担保権者の名称又は住所の変更の登記については、当該企業価値担保権者の名称又は住所について変更があったことを証する登記官その他の公務員が職務上作成した情報の添付が必要となる（令第17条第7号、令別表の3の項）。

エ 登録免許税

(ア) 順位の変更の登記

企業価値担保権の順位の変更の登記は、企業価値担保権1件につき6千円となる（登免法第9条、別表第1の6の2（三））。

(イ) 企業価値担保権者の名称又は住所の変更の登記

企業価値担保権者の名称又は住所の変更の登記は、登記事項の変

更の登記であることから申請件数1件につき6千円となる（登免法第9条、別表第1の6の2（五））。

(4) 企業価値担保権の消滅の登記

元本の確定後において特定被担保債権の全部が消滅したことにより企業価値担保権が消滅した場合等において、企業価値担保権の登記を抹消する登記を行う。

ア 登記の申請

企業価値担保権の抹消の登記の申請は、企業価値担保権者を登記義務者とし、企業価値担保権設定者を登記権利者とする共同申請によることとなる。

イ 申請情報

企業価値担保権の消滅により企業価値担保権の抹消をする場合の目的は「何番企業価値担保権抹消」とし、原因は「年月日弁済」等となる。

ウ 添付情報

登記義務者である企業価値担保権者の登記識別情報の添付が必要である。

登記上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する情報が必要となる（令第17条第7号、令別表の5の項）。

エ 登録免許税

申請情報1件につき6千円（登免法第9条、別表第1の6の2（六））

(5) 嘱託による登記

ア 企業価値担保権の実行手続開始の登記

(ア) 登記の嘱託

企業価値担保権の実行手続開始の決定があったときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、実行手続開始の登記を債務者の本店の所在地の登記所に嘱託しなければならないとされた（法第193条第1項）。実行手続開始の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて法第111条第1項ただし書の許可があったときはその旨並びに管財人が

職務を分掌することについて同項ただし書の許可があったときはその旨及び各管財人が分掌する職務の内容をも登記しなければならないとされた（法第193条第2項）。

(イ) 嘱託情報

企業価値担保権の実行手続開始の登記の目的は「企業価値担保権実行手続開始」とし、原因は「年月日時何裁判所の企業価値担保権実行手続開始」となる。

(ウ) 添付情報

企業価値担保権の実行手続に関して行われる登記においては、登記識別情報の添付は不要である（以下(2)から(6)までにおいて同じ。）。

登記原因証明情報としては、企業価値担保権の実行手続開始の決定の裁判書の謄本が必要となる。

また、管財人がそれぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することについて法第111条第1項ただし書の許可があったときは、当該許可の決定の裁判書の謄本も必要となる（令第17条第5号ただし書、令別表の7の項）。

(エ) 登録免許税

企業価値担保権の実行手続に関する登記は、非課税である（法第194条）（以下イからカまでにおいて同じ。）。

イ 管財人に関する事項に変更が生じた場合における変更の登記

(ア) 登記の嘱託

管財人に関する事項に変更が生じた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該変更の登記を債務者の本店の所在地の登記所に嘱託しなければならないとされた（法第193条第3項第1号、同条第1項）。

(イ) 嘱託情報

管財人に関する事項に変更が生じた場合における変更の登記の目的は「何番管財人変更」とし、原因は「年月日何裁判所の管財人変更」とするが、特定の管財人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の場合は、登記の目的は「何番管財人表示変更」とし、原因は「年月日住所移転」等となる。

(ウ) 添付情報

登記原因証明情報としては、法第193条第2項に規定する事項を変更する旨の決定の裁判書の謄本（管財人変更の決定謄本）が必要となる（令第17条第7号ただし書、令別表の8の項）。

なお、特定の管財人の氏名若しくは名称又は住所の変更の場合は、登記原因証明情報の添付は不要である。

ウ 実行手続開始の決定の取消しの決定が確定した場合における実行手続開始の決定の取消しの登記

(ア) 登記の嘱託

実行手続開始の決定の取消しの決定が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、実行手続開始の決定の取消しの登記を債務者の本店の所在地の登記所に嘱託しなければならないとされた（法第193条第3項第2号、同条第1項）。

(イ) 嘱託情報

実行手続開始の決定の取消しの決定が確定した場合における実行手続開始の決定の取消しの登記の目的は「実行手続開始決定取消」とし、原因は「年月日何裁判所の企業価値担保権実行手続開始決定取消」となる。

(ウ) 添付情報

登記原因証明情報としては、企業価値担保権の実行手続開始の決定の取消しの決定の裁判書の謄本が必要となる（令第17条第5号ただし書、令別表の10の項）。

エ 実行手続廃止の決定が確定した場合における実行手続廃止の登記及び企業価値担保権の消滅の登記

(ア) 登記の嘱託

実行手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、実行手続廃止の登記及び企業価値担保権の消滅の登記を債務者の本店の所在地の登記所に嘱託しなければならないとされた（法第193条第3項第3号、同条第1項）。

(イ) 嘱託情報

実行手続廃止の決定が確定した場合における実行手続廃止の登記及び企業価値担保権の消滅の登記の目的は「実行手続廃止及び何番

企業価値担保権抹消」とし、原因は「年月日何裁判所の企業価値担保権実行手続廃止」となる。

(ウ) 添付情報

登記原因証明情報としては、企業価値担保権の実行手続廃止の決定の裁判書の謄本が必要となる（令第17条第5号ただし書、令別表の11の項）。

オ 実行手続開始の申立てが取り下げられた場合における実行手続開始の登記の抹消の登記

(ア) 登記の嘱託

実行手続開始の申立てが取り下げられた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、実行手続開始の登記の抹消の登記を債務者の本店の所在地の登記所に嘱託しなければならないとされた（法第193条第3項第4号、同条第1項）。

(イ) 嘱託情報

実行手続開始の申立てが取り下げられた場合における実行手続開始の登記の抹消の登記の目的は「実行手続開始の登記抹消」とし、原因は「年月日企業価値担保権実行手続開始の申立ての取下げ」となる。

(ウ) 添付情報

登記原因証明情報としては、企業価値担保権の実行手続開始の申立ての取下げがあったことを証する情報（企業価値担保権実行手続開始申立取下書謄本）が必要となる（令第17条第5号ただし書、令別表の12の項）。

カ 実行手続終結の決定があった場合における実行手続終結の登記及び企業価値担保権の消滅の登記

(ア) 登記の嘱託

実行手続終結の決定があった場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、実行手続終結の登記及び企業価値担保権の消滅の登記を債務者の本店の所在地の登記所に嘱託しなければならないとされた（法第193条第3項第5号、同条第1項）。

(イ) 嘱託情報

実行手続終結の決定があった場合における実行手続終結の登記及

び企業価値担保権の消滅の登記の目的は「実行手続終結及び何番企業価値担保権抹消」とし、原因は「年月日何裁判所の企業価値担保権実行手続終結」となる。

(ウ) 添付情報

登記原因証明情報としては、企業価値担保権の実行手続終結の決定の裁判書の謄本が必要となる（令第17条第5号ただし書、令別表の13の項）。

第5 登記所における事務処理

1 受付

登記官は、申請の受付をしたときは、当該申請に受付番号を付すとされ（準用不登法第19条第3項）、同一の会社（債務者）に関して企業価値担保権に関する登記の申請が2以上あったときは、受付番号の順序に従って登記を行うとされた（準用不登法第20条）。

また、申請情報が提供されたときは、受付帳に登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに企業価値担保権設定者の名称を記載しなければならないとされた（準用不登規則第56条第1項）。

なお、書面申請の受付にあつては、申請書に申請の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならないとされたところ（同条第2項）、申請書一枚目の用紙の表面の余白に商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達）別記第23号、第24号様式又は別記第24号の2様式による申請の受付の年月日及び受付番号を記載した書面を貼り付け、受付、調査、記入、校合等をしたごとに該当欄に取扱者が押印するものとする。

なお、オンライン申請にあつては、申請ごとに印刷した申請の受付の年月日及び受付番号を表示した書面に、書面申請の場合に準じた処理をするものとする。

2 登記官による本人確認

登記官は、本人以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、他の申請却下事由（後記3参照）がある場合を除き、本人確認のための調査を行うとされた（準用不登法第24条）。

3 申請の却下

登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない（当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときを除く。）とされた（準用不登法第25条）。

- (1) 申請に係る登記の事務が当該申請を受けた登記所の管轄に属しないとき。
- (2) 申請が登記事項（他の法令の規定により登記記録として登記すべき事項を含む。）以外の事項の登記を目的とするとき。
- (3) 申請に係る登記が既に登記されているとき。
- (4) 申請の権限を有しない者の申請によるとき。
- (5) 申請情報又はその提供の方法がこの法律に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。
- (6) 申請情報の内容である企業価値担保権設定者である債務者又は登記の目的である企業価値担保権が登記記録と合致しないとき。
- (7) 申請情報の内容である登記義務者（企業価値担保権の順位の変更の登記の申請にあつては、企業価値担保権者）の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないとき。
- (8) 申請情報の内容が登記原因証明情報の内容と合致しないとき。
- (9) 申請情報と併せて提供しなければならないものとされている情報が提供されないとき。
- (10) 登録免許税を納付しないとき。
- (11) 準用不登令第20条で定めるとき。

なお、登記官は、申請を却下するときは、決定書を作成して、これを申請人ごとに交付するものとされた（準用不登規則第38条第1項）。

また、登記官は、書面申請がされた場合において、申請を却下したときは、添付書面を還付するものとされた（同条第3項）。

4 申請の取下げ

申請の取下げは、書面申請においては、申請を取り下げる旨の情報を記載した書面を登記所に提出する方法によってしなければならないとされた（準用不登規則第39条第1項第2号）。

また、登記官は、書面申請がされた場合において、申請の取下げがされたときは、申請書及びその添付書面を還付するものとされた（同条第3項）。

5 登記識別情報の通知

登記官は、その登記によって申請人自らが企業価値担保権者となる場合において、当該登記を完了したときは、速やかに、当該申請人に対し、当該登記に係る登記識別情報を通知しなければならないとされた（準用不登法第21条）。

6 登記完了証

準用不登規則第181条第1項の登記完了証は、別記第1号様式により作成するものとする。

なお、後記第8の1のとおり、第6条指定がされるまでの間は登記済証が交付されるところ、登記済証は、登記が完了したことを通知する登記完了証としての機能をも有するものであるから、登記官は、第6条指定がされるまでの間は登記完了証を交付することを要しない。

第6 帳簿等

1 受付帳

受付帳は、登記の申請、登記識別情報の失効の申出及び登記識別情報に関する証明についてそれぞれ調製するものとされたところ（準用不登規則第18条の2）、登記の申請に係るものについては、準用不登規則第56条第1項の規定による記載を商業登記に関する受付帳にするとされたことから（規則第8条）、調製不要である。

2 申請書類つづり込み帳

企業価値担保権に関する登記の申請書、嘱託書、許可書その他の附属書類は、受付番号の順序に従って、会社の登記の申請書をつづり込むべき商登規則第5条の申請書類つづり込み帳につづり込むとされた（規則第4条）。

3 その他の帳簿

登記所には、各種帳簿を備えるとされたところ（規則第5条、準用不登規則第18条第1号、第8号、第9号、第11号、第12号、第22号、第25号から第30号まで、第33号及び第34号並びに規則附則第2条第6項）、これらのうち、後記4(1)から(7)までに掲げる帳簿を除き、商登規則第34条第1項各号に掲げる帳簿をもって代えることとし、別途作成することを要しない。

4 帳簿の様式等

次の各号に掲げる帳簿の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受付帳（登記識別情報に関する証明に係るもの） 別記第2号様式
- (2) 受付帳（登記識別情報の失効の申出に係るもの） 別記第3号様式
- (3) 各種通知簿 別記第4号様式
- (4) 登記識別情報失効申出書類つづり込み帳目録 別記第5号様式
- (5) 請求書類つづり込み帳目録 別記第5号様式
- (6) 登記識別情報通知書交付簿 別記第6号様式
- (7) 登記済証交付帳 別記第7号様式
- (8) (3)から(5)まで及び(7)の表紙 不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達。以下「不動産登記準則」という。）別記第29号様式

なお、第6条指定がされるまでの間は、登記識別情報は通知されないため、上記(1)、(2)及び(4)から(6)までの帳簿は作成を要しない。

第7 企業価値担保権の登記がされている会社が合併する場合の商業登記に関する事務の取扱い

1 合併の登記における添付書面の特則

合併をする債務者の双方の総財産が企業価値担保権の目的となっている場合においては、企業価値担保権等（これらの債務者に係る全ての企業価値担保権及び他の担保権（合併により消滅する会社又は合併後存続する会社の財産に設定されている他の担保権であって、当該合併により消滅する会社又は合併後存続する会社の総財産を目的とする全ての企業価値担保権に優先するものを除く。）をいう。）の合併後の順位に関して、当該企業価値担保権等を有する全ての者の間で協定が整わない限り、合併をすることができないとされた（法第25条第5項）。当該場合における合併による変更又は設立の登記の申請書には、この協定を証する書面を添付しなければならない（法第221条）。

2 企業価値担保権の登記の移記

登記官は、会社の合併による変更又は設立の登記をする場合において、合併により消滅する会社の登記簿に企業価値担保権の登記があるときは、職権で合併後存続する会社又は合併により設立される会社の登記簿に企業価値担保権の登記をしなければならないとされた（法第222条）。

具体的には、会社の合併による変更又は設立の登記をした登記記録中企業価値担保権区に、合併により消滅する会社の登記簿から企業価値担保権の登記を移記し、法第222条の規定により登記を移記した旨を記録しなければならない（規則第10条第1項）。

なお、会社の合併による変更又は設立の登記の申請書に法第25条第5項の協定を証する書面が添付されているときは、同項の協定による企業価値担保権の順位に相応するように企業価値担保権の登記を移記しなければならない（規則第10条第2項）。

また、合併後存続する会社の登記簿に登録されている企業価値担保権でその順位を変更するものがあるときは、登記官は、変更後の順位に相応するようにその企業価値担保権の登記を移記し、法第222条の規定により順位何番の企業価値担保権の登記を移記した旨及び従前の企業価値担保権の登記を抹消する記号を記録しなければならない（規則第10条第3項）。

第8 経過措置

1 登記済証について

企業価値担保権に関する登記の申請手続は、第6条指定（第4の1(2)参照）がされるまでの間は書面申請のみによることとなり、登記識別情報の代わりに登記済証を交付するとされたところ（法附則第26条第1項において準用する不動産登記法附則第6条）、登記済証の作成及び交付については次のとおりである。

(1) 規則附則第2条第2項の規定による登記済証の作成

規則附則第2条第2項の規定による場合には、登記原因証明情報を記載した書面又は申請情報を記載した書面の副本の末尾の余白に別記第8号様式による印版を押印し、該当欄に所要の事項を記載してするものとし、順位番号の記載は、当該印版を押印した箇所の上部又は右側に別記第11号様式又は別記第12号様式による印版を押印し、該当欄に記載するものとするが、「区」の上部又は左側に「企業価値担保権」を記載することは要しない。

なお、登記原因証明情報を記載した書面又は申請情報を記載した書面の副本が数葉にわたるときは、その各葉の綴り目に序印又は別記第10号様式による印版をもって契印するものとする（ただし、裁判書、公正

証書又は公証人役場若しくは登記所において確定日付の付された証書が登記原因を証する書面である場合又は嘱託書副本の場合には不要である。) 。

(2) 規則附則第 2 条第 5 項の規定による登記済証の作成

規則附則第 2 条第 5 項の規定による場合には、登記原因証明情報を記載した書面若しくは申請情報を記載した書面の副本又は登記済証の末尾の余白に別記第 9 号様式による印版を押印し、押印した箇所の上部又は右側に登記の目的を記載するものとする。

なお、企業価値担保権を抹消した場合には、上記にかかわらず登記義務者の権利に関する登記済証中登記済の末尾の余白に別記第 1 3 号様式による印版を押印するものとする。

(3) 登記済証の交付

上記(1)又は(2)により作成した登記済証を交付する場合には、交付を受ける者に、当該事件の申請情報を記載した書面に押印したものと同一の印を登記済証交付帳に押印させて、当該登記済証を受領した旨を明らかにさせるものとする。ただし、郵送により登記済証を交付する場合には、右の押印する箇所にその旨を記載するものとする。

(4) 登記済証の交付不能

登記済証を交付することができないときは、受付帳の備考欄に、登記済証交付不能の旨を記載して、10年間保存するものとする。

(5) 第 6 条指定後の登記済証

第 6 条指定がされた後に登記の申請をする場合において、申請人が登記済証を提出したときは、登記識別情報を提供したものとみなされる(法附則第 2 6 条第 2 項)ところ、この場合には、登記完了証に代えて、当該登記済証に上記(2)の処理を行い還付するものとする(規則附則第 2 条第 8 項)。

2 登記済証の提供に代わる措置

登記済証の提供に代わる措置については、印鑑に関する証明書を添付する措置又は登記所に印鑑を提出している旨を申し出る措置を講ずるとされた(令附則第 3 項において読み替えて適用する令第 1 6 条第 1 項第 2 号及び第 5 号ロ、規則第 6 条)。

なお、登記所に印鑑を提出している旨を申し出る措置とは、申請情報を

記載した書面の適宜の場所に、その旨を記載する措置とする。

第9 不動産登記事務取扱手続準則の適用

企業価値担保権に関する登記事務は、第2から第6まで、第8及び第10によって取り扱うほか、不動産登記準則に準じて取り扱うものとする。

第10 登記の記録

企業価値担保権に関する登記の記録は、別紙の振り合いによるものとする。

1 企業価値担保権の設定の登記

(1) 企業価値担保権の設定の場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
		1	登記の目的
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行

(2) 同順位の場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
		1	登記の目的
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	1	登記の目的	(い)企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行

(3) 権利の消滅の定めのある企業価値担保権の設定の場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項		
	1	登記の目的	企業価値担保権設定	
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託	
		権利者その他 の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行	
	付記1号	登記の目的	1番企業価値担保権消滅の定	
		権利者その他 の事項	全特定被担保債権者の指図により企業価値担保権が解 除されたときに、企業価値担保権は消滅する。	

2 企業価値担保権の変更（又は更正）の登記

(1) 企業価値担保権の順位変更の場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項		
	1 (3)	登記の目的	企業価値担保権設定	
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託	
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行	
	2 (3)	登記の目的	企業価値担保権設定	
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託	
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行	
	3	登記の目的	1番・2番順位変更	
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日合意	
		権利者その 他の事項	第1 2番企業価値担保権 第2 1番企業価値担保権	

(2) 登記事項の更正の場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1	登記の目的	企業価値担保権設定
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託	
	権利者その 他の事項	企業価値担保権者	〇郡市区〇町村大字〇〇番地 <u>株式会社〇〇銀行</u>
	付記1号	登記の目的	1番企業価値担保権更正
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	錯誤	
	権利者その 他の事項	商号	株式会社△△銀行

〔注〕 更正前の「商号」を朱抹する。

3 企業価値担保権の移転の登記

(1) 企業価値担保権者の合併の場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1	登記の目的	企業価値担保権設定
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託	
	権利者その他 の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行	
	付記1号	登記の目的	1番企業価値担保権移転
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日合併	
	権利者その他 の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社□□銀行	

(2) 受託者の変更による企業価値担保権の移転の場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
		1	登記の目的
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	付記1号	登記の目的	1番企業価値担保権移転
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日受託者変更
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行

4 企業価値担保権の抹消の登記

(1) 債務弁済による場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	2	登記の目的	1 番企業価値担保権抹消
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日弁済

〔注〕 上記の抹消の登記をした上、その抹消に係る企業価値担保権の登記事項の全部を朱抹する。

(2) 移転の付記登記のある企業価値担保権の抹消

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他 の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	付記1号	登記の目的	1番企業価値担保権移転
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日合併	
	権利者その他 の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社△△銀行	
	2	登記の目的	1番企業価値担保権抹消
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日弁済	

[注] 上記の抹消の登記をした上、その抹消に係る企業価値担保権の登記事項の全部を朱抹する。

(3) 順位変更の登記のある企業価値担保権の抹消

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
1 (3)	登記の目的	企業価値担保権設定	
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託	
	権利者その他 の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社第一銀行	
2 (3)	登記の目的	企業価値担保権設定	
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託	
	権利者その他 の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社第二銀行	
3	登記の目的	1番・2番順位変更	
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日合意	
	権利者その他 の事項	第1 2番企業価値担保権 第2 1番企業価値担保権	
4	登記の目的	1番企業価値担保権抹消	
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日弁済	

[注] 上記の抹消の登記をした上、その抹消に係る企業価値担保権の登記事項の全部を朱抹する。

(4) 順位変更の登記の抹消（錯誤による場合）

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
1 <u>(3)</u>	登記の目的	企業価値担保権設定	
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託	
	権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行	
2 <u>(3)</u>	登記の目的	企業価値担保権設定	
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託	
	権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行	
<u>3</u>	登記の目的	<u>1番・2番順位変更</u>	
	受付年月日 受付番号	<u>令和〇〇年〇〇月〇〇日受付</u> <u>第〇号</u>	
	原因	<u>令和〇〇年〇〇月〇〇日合意</u>	
	権利者その 他の事項	<u>第1 2番企業価値担保権</u> <u>第2 1番企業価値担保権</u>	
4	登記の目的	3番順位変更抹消	
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	錯誤	

〔注〕 上記の抹消の登記をした上、その抹消に係る企業価値担保権の登記事項の全部を朱抹する。

5 企業価値担保権の実行の登記

(1) 実行手続の開始の登記の場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	2	登記の目的	企業価値担保権実行手続開始
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇〇時〇〇裁判所の企業 価値担保権実行手続開始
		権利者その 他の事項	管財人 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 〇〇〇〇

(2) 管財人変更の場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	2 付記1号	登記の目的	企業価値担保権実行手続開始
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇〇時〇〇裁判所の企業 価値担保権実行手続開始
		権利者その 他の事項	管財人 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 〇〇〇〇
		登記の目的	2番管財人変更
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇裁判所の管財人変更
		権利者その 他の事項	管財人 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 ●●●● 管財人 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 △△△△ 職務分掌の許可 1 管財人●●●●が分掌する職務 (1) . . . (2) . . . 2 管財人△△△△が分掌する職務 (1) . . . (2) . . . 3 管財人●●●●及び管財人△△△△が分掌する職 務を除くその余の管財人の事務については共同して その職務を行う。

〔注〕管財人の変更の登記をしたときは、従前の管財人の登記を朱抹する（企価規11①）。

(3) 管財人表示変更の場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
		2	登記の目的
付記1号		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇〇時〇〇裁判所の企業 価値担保権実行手続開始
		権利者その 他の事項	管財人 <u>〇郡市区〇町村大字〇〇番地</u> 〇〇〇〇
		登記の目的	2番管財人表示変更
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日住所移転
		権利者その 他の事項	住所 〇郡市区〇町村大字〇〇番地

[注] 管財人の表示の変更の登記をしたときは、管財人の表示の変更前の事項を朱抹する（企価規11①）。

(4) 開始決定の取消の決定が確定した場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
		2	登記の目的
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇〇時〇〇裁判所の企業 価値担保権実行手続開始
		権利者その 他の事項	管財人 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 〇〇〇〇
	3	登記の目的	実行手続開始決定取消
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇裁判所の企業価値担保権 実行手続開始決定取消

[注] 実行手続開始の決定の取消しの登記をしたときは、実行手続開始の登記を朱抹する(企価規11②)。

(5) 実行手続廃止の決定又は実行手続終結の決定が確定した場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	2	登記の目的	企業価値担保権実行手続開始
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇〇時〇〇裁判所の企業 価値担保権実行手続開始
		権利者その 他の事項	管財人 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 〇〇〇〇
	3	登記の目的	実行手続廃止（又は実行手続終結）及び1番企業価値 担保権抹消
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇裁判所の企業価値担保権 実行手続廃止（又は実行手続終結）

〔注〕 実行手続廃止（又は実行手続終結）の登記をしたときは、実行手続開始の登記を朱抹する（企価規
11②）。

(6) 実行申立ての取下げがあった場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	2	登記の目的	企業価値担保権実行手続開始
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇〇時〇〇裁判所の企業 価値担保権実行手続開始
		権利者その 他の事項	管財人 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 〇〇〇〇
	3	登記の目的	実行手続開始の登記抹消
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権実行手続開始 の申立ての取下げ

〔注〕 実行手続開始の登記の抹消の登記をし、実行手続開始の登記を朱抹する（企価規 1 1 ②）。

6 企業価値担保権者表示変更の登記

(1) 企業価値担保権者が本店を移転した場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
		1	登記の目的
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	付記1号	登記の目的	1番企業価値担保権者表示変更
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日本店移転
		権利者その他の事項	本店 〇郡市区〇町村大字〇〇番地

(2) 企業価値担保権者が商号を変更した場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1	登記の目的	企業価値担保権設定
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託	
	権利者その 他の事項	企業価値担保権者	〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	付記1号	登記の目的	1番企業価値担保権者表示変更
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日商号変更	
	権利者その 他の事項	商号	株式会社△△銀行

(3) 企業価値担保権者が商号変更及び本店移転をした場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項		
	1	登記の目的	企業価値担保権設定	
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託	
		権利者その他 の事項	企業価値担保権者 <u>〇郡市区〇町村大字〇〇番地</u> <u>株式会社〇〇銀行</u>	
	付記1号	登記の目的	1番企業価値担保権者表示変更	
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日商号変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日本店移転	
		権利者その他 の事項	商号本店 <u>〇郡市区〇町村大字〇〇番地</u> <u>株式会社△△銀行</u>	

(4) 商号更正及び本店移転の場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1	登記の目的	企業価値担保権設定
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託	
	権利者その他 の事項	企業価値担保権者	〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	付記1号	登記の目的	1番企業価値担保権者表示変更更正
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	錯誤	令和〇〇年〇〇月〇〇日本店移転
	権利者その他 の事項	商号本店	〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社△△銀行

7 企業価値担保権の設定会社の合併登記

(1) 企業価値担保権を設定している会社と設定していない会社が合併し、企業価値担保権を設定している会社が合併後、存続する場合

ア 存続会社

発行可能株式総数	<u>2000株</u>	
	4000株	令和 6年 9月10日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>1000株</u>	
	発行済株式の総数 2000株	令和 6年 9月10日登記
資本金の額	<u>金5000万円</u>	
	金1億円	令和 6年 9月10日登記

吸収合併	令和6年9月10日東京都中野区野方一丁目3番1号新田商事株式会社を合併 令和 6年 9月10日登記
------	--

〔注〕1 存続会社が消滅会社の全株を所有している等、合併によって新株を発行しない場合には、商業登記法第79条の事項のみを登記すればよい。

2 存続会社の本店所在地を管轄する登記所は、合併による変更登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を合併による解散の登記の申請書に記載し、消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない（商登法83Ⅱ）。

3 存続する会社の総財産を目的としていた企業価値担保権は、そのまま合併後の会社の総財産に及ぶことから（事性法25）、企業価値担保権に関する登記はそのままとする。

イ 消滅会社

登記記録に関する事項	令和6年9月10日東京都文京区西片一丁目36番1号岡村物産株式会社に合併し解散 令和 6年 9月12日登記 令和 6年 9月12日閉鎖
------------	---

〔注〕 解散の年月日は、合併の効力の生じた日であり、合併契約において定められた効力発生日を記録する。

(2) 企業価値担保権を設定している会社と設定していない会社が合併し、企業価値担保権を設定している会社が合併により消滅し、企業価値担保権を設定していない会社が存続する場合
ア 存続会社

発行可能株式総数	<u>2000株</u>	
	4000株	令和 6年 9月10日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>1000株</u>	
	発行済株式の総数 2000株	令和 6年 9月10日登記
資本金の額	<u>金5000万円</u>	
	金1億円	令和 6年 9月10日登記

吸収合併	令和6年9月10日東京都中野区野方一丁目3番1号新田商事株式会社を合併 令和 6年 9月10日登記
------	--

- 〔注〕 1 存続会社が消滅会社の全株を所有している等、合併によって新株を発行しない場合には、商業登記法第79条の事項のみを登記すればよい。
- 2 存続会社の本店所在地を管轄する登記所は、合併による変更登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を合併による解散の登記の申請書に記載し、消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない（商登83Ⅱ）。
- 3 合併により消滅する会社の総財産を目的とする企業価値担保権は、合併後存続する会社の総財産に及ぶことから、上記の登記と同時に、消滅会社の企業価値担保権の登記を職権で移記する（事性法25Ⅲ、222、企価規10Ⅰ）。

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
		1	登記の目的
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他 の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行 事業性融資の推進等に関する法律第222条の規定に より新田商事株式会社の登記を移記

イ 消滅会社

登記記録に関する 事項	令和6年9月10日東京都文京区西片一丁目36番1号岡村物産株式会社に合 併し解散 令和 6年 9月12日登記 令和 6年 9月12日閉鎖
----------------	---

〔注〕 解散の年月日は、合併の効力の生じた日であり、合併契約において定められた効力発生日を記録する。

(3) 企業価値担保権を設定している会社と設定していない会社が合併し、いずれも合併により消滅し、新設合併がされた場合

ア 新設会社

会社法人等番号	0100-01-000925
商号	中央化学工業株式会社
本店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号
公告をする方法	東京都において発行される日本新聞に掲載して する
会社成立の年月日	令和6年8月1日
目的	1 化学薬品、医薬品、獣医薬品の製造及び販売 2 化成磷肥その他の肥料類の製造及び販売 3 前各号に関連する一切の業務
発行可能株式総数	2万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5000株
資本金の額	金2億5000万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
役員に関する事項	取締役 甲野太郎
	取締役 乙野次郎
	取締役 丙野五郎
	東京都世田谷区赤堤二丁目3番5号 代表取締役 甲野太郎
	監査役 丁野六郎

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	東京都台東区上野二丁目1番1号山本肥料株式会社と東京都中央区日本橋本町二丁目8番1号中央薬品工業株式会社の合併により設立 令和 6年 8月 1日登記

〔注〕1 この場合には、新たに登記記録を起こし、設立登記事項と同一の事項等を登記する（会社法922、商登法79）。

2 合併により消滅する会社の総財産を目的とする企業価値担保権は、合併により新設される会社の総財産に及ぶことから、上の登記と同時に、消滅会社の企業価値担保権の登記を職権で移記する（事性法25Ⅲ、222、企価規10Ⅰ）。

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
		1	登記の目的
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他の事項	企業価値担保権者 ○郡市区○町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行 事業性融資の推進等に関する法律第222条の規定により中央薬品工業株式会社の登記を移記

イ 消滅会社

登記記録に関する事項	令和6年8月1日東京都台東区上野二丁目1番1号山本肥料株式会社と合併して東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号中央化学工業株式会社を設立し解散 令和 6年 8月 6日登記 令和 6年 8月 6日閉鎖
------------	---

〔注〕1 他の消滅会社についても、本例による。

2 登記記録区に入力する（商登規92→80Ⅰ②）。解散の年月日は、合併の効力の生じた日、すなわち、新設会社の設立の登記をした日である。

(4) 合併する二つの会社の双方が企業価値担保権を設定していて、いずれも合併により消滅し、新設合併がされた場合

ア 新設会社

会社法人等番号	0100-01-000838
商号	中央化学工業株式会社
本店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号
公告をする方法	東京都において発行される日本新聞に掲載して する
会社成立の年月日	令和6年8月1日
目的	1 化学薬品、医薬品、獣医薬品の製造及び販売 2 化成磷肥その他の肥料類の製造及び販売 3 前各号に関連する一切の業務
発行可能株式総数	2万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5000株
資本金の額	金2億5000万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
役員に関する事項	取締役 甲野太郎
	取締役 乙野次郎
	取締役 丙野五郎
	東京都世田谷区赤堤二丁目3番5号 代表取締役 甲野太郎
	監査役 丁野六郎

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	東京都台東区上野二丁目1番1号山本肥料株式会社と東京都中央区日本橋本町二丁目8番1号中央薬品工業株式会社の合併により設立 令和26年 8月 1日登記

〔注〕1 この場合には、新たに登記記録を起こし、設立登記事項と同一の事項等を登記する（会社法922、商登法79）。

2 合併により消滅する会社の総財産を目的とする企業価値担保権は、合併により新設される会社の総財産に及ぶことから、上の登記と同時に、消滅会社の企業価値担保権の登記を職権で移記する（事性法25Ⅲ、222、企価規10Ⅰ）。この場合には、合併後の企業価値担保権の順位に関する企業価値担保権者間の協定による企業価値担保権の順位に相応するように登記を移す（事性法221、企価規10Ⅱ）。

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行 事業性融資の推進等に関する法律第222条の規定により山本肥料株式会社の登記を移記
	2	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社△△銀行 事業性融資の推進等に関する法律第222条の規定により中央薬品工業株式会社の登記を移記

イ 消滅会社

登記記録に関する事項	令和6年8月1日東京都台東区上野二丁目1番1号山本肥料株式会社と合併して東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号中央化学工業株式会社を設立し解散 <p style="text-align: right;">令和 6年 8月 6日登記 令和 6年 8月 6日閉鎖</p>
------------	--

〔注〕1 他の消滅会社についても、本例による。

2 登記記録区に入力する（商登規92→80I②）。解散の年月日は、合併の効力の生じた日、すなわち、新設会社の設立の登記をした日である。

(5) 合併する二つの会社の双方が企業価値担保権を設定していて、一方の会社が合併後存続し、他の会社が合併により消滅する場合（存続会社に設定されている企業価値担保権の順位に変更が生ずる場合）

ア 存続会社

発行可能株式総数	<u>2000株</u>	
	4000株	----- 令和 6年 9月10日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>1000株</u>	
	発行済株式の総数 2000株	----- 令和 6年 9月10日登記
資本金の額	<u>金5000万円</u>	
	金1億円	----- 令和 6年 9月10日登記

吸収合併	令和6年9月10日東京都中野区野方一丁目3番1号新田商事株式会社を合併 令和 6年 9月10日登記
------	--

- [注] 1 存続会社が消滅会社の全体を所有している等、合併によって新株を発行しない場合には、商業登記法第79条の事項のみ登記すればよい。
- 2 存続会社の本店所在地を管轄する登記所は、合併による変更登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を合併による解散の登記の申請書に記載し、消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない（商登法83Ⅱ）。
- 3 合併により消滅する会社の総財産を目的とする企業価値担保登記は、合併により新設される会社の総財産に及ぶことから、上の登記と同時に、消滅会社の企業価値担保権の登記を職権で移記する（事性法25Ⅲ、222、企価規10Ⅰ）。この場合には、合併後の企業価値担保権の順位に関する企業価値担保権者間の協定による企業価値担保権の順位に相応するように登記を移す（事性法221、企価規10Ⅱ）

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
		1	登記の目的
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託	
	権利者その他 の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行	
1	登記の目的	企業価値担保権設定	
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託	
	権利者その他 の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社△△銀行 事業性融資の推進等に関する法律第222条の規定により 新田商事株式会社の登記を移記	
2	登記の目的	企業価値担保権設定	
	受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号	
	原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託	
	権利者その他 の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行 事業性融資の推進等に関する法律第222条の規定により 順位1番の企業価値担保権の登記を移記	

イ 消滅会社

登記記録に関する 事項	令和6年9月10日東京都文京区西片一丁目36番1号岡村物産株式会社に合 併し解散 令和 6年 9月12日登記 令和 6年 9月12日閉鎖
----------------	---

〔注〕 解散の年月日は、合併の効力の生じた日であり、合併契約において定められた効力発生日を記録する。

8 職権更正の登記

(1) 企業価値担保権者表示変更登記中に誤りがある場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
		登記の目的	
	1	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 <u>株式会社〇〇銀行</u>
	付記1号	登記の目的	1番企業価値担保権者表示変更
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日商号変更
		権利者その他の事項	<u>商号 株式会社△△銀行</u>
	付記2号	登記の目的	1番企業価値担保権者表示更正
		権利者その他の事項	商号 株式会社□□銀行 令和〇〇年〇〇月〇〇日東京法務局長の更正許可 令和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇号により登記

(2) 原因日付に誤りがある場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
		1	登記の目的
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	付記1号	登記の目的	1番企業価値担保権更正
		権利者その 他の事項	原因 令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託 令和〇〇年〇〇月〇〇日東京法務局長の更正許可 令和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇号により登記

(3) 順位番号に誤りがある場合

ア 同順位の企業価値担保権設定の登記を異順位でしている場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1	登記の目的	(あ)企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	1 (2)	登記の目的	(い)企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	2 (3)	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	3	登記の目的	1番、2番、3番企業価値担保権順位番号更正
		権利者その 他の事項	順位番号1番を1番(あ) 順位番号2番を1番(い) 順位番号3番を2番 令和〇〇年〇〇月〇〇日東京法務局長の更正許可 令和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇号により登記

イ 異順位の企業価値担保権設定の登記を同順位でしている場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1 (1)	登記の目的	(あ)企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	(登記事項一部省略) 企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	2 (1)	登記の目的	(い)企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	(登記事項一部省略) 企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	3 (2)	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	(登記事項一部省略) 企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	4	登記の目的	1番、1番、2番企業価値担保権順位番号更正
		権利者その 他の事項	順位番号1番(あ)を1番 順位番号1番(い)を2番 順位番号2番を3番 令和〇〇年〇〇月〇〇日東京法務局長の更正許可 令和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇号により登記

ウ 付記登記の順位番号が誤っている場合（同一主番内での付番の更正）

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1	1	登記の目的
受付年月日 受付番号			令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
原因			令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
権利者その 他の事項			企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
付記 1 号			登記の目的
付記 2 号 (1 付記 1 号)		権利者その 他の事項	令和〇〇年〇〇月〇〇日東京法務局長の更正許可 令和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇号により登記
付記 2 号 (1 付記 1 号)		登記の目的	1 番企業価値担保権者表示変更
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日商号変更
		権利者その 他の事項	商号 株式会社△△銀行
2		登記の目的	1 番企業価値担保権者表示変更登記順位番号更正
		権利者その 他の事項	順位番号 1 番付記 2 号 令和〇〇年〇〇月〇〇日東京法務局長の更正許可 令和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇号により登記

エ 付記登記の順位番号が誤っている場合（異なる主番間での付番の更正）

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他 の事項	企業価値担保権者 東京都千代田区内裏町七丁目5番地 株式会社第一銀行
	2	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他 の事項	企業価値担保権者 東京都千代田区内裏町七丁目5番地 株式会社第二銀行
	付記1号 (1付記1号)	登記の目的	1番企業価値担保権者表示変更
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日商号変更
	付記1号の 付記1号	権利者その他 の事項	商号 株式会社第十銀行
		登記の目的	1番企業価値担保権者表示変更登記更正

		権利者その他の事項	目的 2番企業価値担保権者表示変更登記 令和〇〇年〇〇月〇〇日東京法務局長の更正許可 令和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇号により登記
	3	登記の目的	1番企業価値担保権者表示変更登記順位番号更正
		権利者その他の事項	順位番号 2番付記1号 令和〇〇年〇〇月〇〇日東京法務局長の更正許可 令和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇号により登記

[注] 2番の企業価値担保権に企業価値担保権者表示変更とすべきところ誤って1番の企業価値担保権に企業価値担保権者表示変更登記した場合の更正登記の例である。

(4) 順位変更登記の際、順位番号を変更する企業価値担保権に誤った登記を行った場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1 (3) <u>(4)</u>	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他の事項	企業価値担保権者 東京都千代田区内裏町七丁目5番地 株式会社第一銀行
	2 (3)	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他の事項	企業価値担保権者 東京都千代田区内裏町七丁目5番地 株式会社第二銀行
	3	登記の目的	1番・2番順位変更
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日合意
		権利者その他の事項	第1 2番企業価値担保権 第2 1番企業価値担保権
	4	登記の目的	1番企業価値担保権順位番号更正
		権利者その他の事項	順位番号1番(4)を1番(3) 令和〇〇年〇〇月〇〇日東京法務局長の更正許可 令和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇号により登記

(5) 抹消すべきでない企業価値担保権を誤って抹消している場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	1	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
	2	登記の目的	1番企業価値担保権抹消
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日弁済
	3	登記の目的	1番企業価値担保権回復
		権利者その 他の事項	令和〇〇年〇〇月〇〇日東京法務局長の更正許可 令和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇号により登記

(6) 抹消登記の目的中、抹消すべき登記の順位番号を誤っている場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	2	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
	3	登記の目的	2番企業価値担保権抹消
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日弁済
付記1号		登記の目的	3番抹消登記更正
		権利者その 他の事項	目的 1番企業価値担保権抹消 令和〇〇年〇〇月〇〇日東京法務局長の更正許可 令和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇号により登記

(7) 申請のあった企業価値担保権設定の登記の全部を遺漏している場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他 の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	2	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他 の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行 令和〇〇年〇〇月〇〇日東京法務局長の承認 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

(8) 抹消登記を全部遺漏している場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	1	登記の目的	<u>企業価値担保権設定</u>
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	<u>企業価値担保権者</u> 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 <u>株式会社〇〇銀行</u>
	2	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行
	3	登記の目的	1番企業価値担保権抹消
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日弁済
		権利者その 他の事項	令和〇〇年〇〇月〇〇日東京法務局長の承認 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

(9) 誤った登記事項を朱抹した場合

ア 企業価値担保権者の本店移転の登記の際、誤って商号を朱抹した場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
		1	登記の目的
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他 の事項	企業価値担保権者 <u>〇郡市区〇町村大字〇〇番地</u> <u>株式会社〇〇銀行</u>
	付記1号	登記の目的	1番企業価値担保権者表示変更
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日本店移転
		権利者その他 の事項	本店 〇郡市区〇町村大字〇〇番地
	付記2号	登記の目的	1番企業価値担保権者の表示の下線誤りにつき改記
		権利者その他 の事項	商号 株式会社〇〇銀行

イ 抹消登記の際、誤って朱抹すべきでない登記を朱抹した場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
	<u>1</u>	登記の目的	<u>企業価値担保権設定</u>
		受付年月日 受付番号	<u>令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号</u>
		原因	<u>令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託</u>
		権利者その 他の事項	<u>企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行</u>
	1	登記の目的	企業価値担保権設定
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その 他の事項	企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行 1番企業価値担保権登記の下線誤記につき改記
	<u>2</u>	登記の目的	<u>企業価値担保権設定</u>
		受付年月日 受付番号	<u>令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号</u>
		原因	<u>令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託</u>
		権利者その 他の事項	<u>企業価値担保権者 〇郡市区〇町村大字〇〇番地 株式会社〇〇銀行</u>
	3	登記の目的	2番企業価値担保権抹消

		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日弁済

9 代位の登記

代位による企業価値担保権の設定の場合

企業価値担保権	順位番号	登 記 事 項	
		1	登記の目的
		受付年月日 受付番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日受付 第〇号
		原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日企業価値担保権信託
		権利者その他 の事項	企業価値担保権者 ○郡市区○町村大字〇〇番地 株式会社〇〇ファイナンス 代位者 □郡市区□町村大字□□番地 株式会社□□銀行 代位原因 令和〇〇年〇〇月〇〇日金銭消費貸借債権

別記第 1 号

(電子申請の場合)

登記完了証（電子申請）	
次の登記申請に基づく登記が完了したことを通知します。	
申請受付年月日	
申請受付番号	
申請情報	
<p>(注) 1 「申請情報」欄に表示されている内容は、申請人又はその代理人から提供を受けた申請情報を編集したものです。最終的な登記の内容は登記事項証明書等により確認してください。</p> <p>2 この登記完了証は、登記識別情報を通知するものではありません。</p>	

(書面申請の場合)

登記完了証 (書面申請)

次の登記申請に基づく登記が完了したことを通知します。

申請受付年月日	
申請受付番号	
登記の目的	
企業価値担保権 設定者の名称 及び本店の所在 場所	

(注) この登記完了証は、登記識別情報を通知するものではありません。

別記第2号

受付帳（登記識別情報に関する証明）

令和 年 令和 年 月 日 作成

【第 号】	月 日受付	企業価値担保権設定	
(企業価値担保権者)	〇〇〇〇	〇市〇丁目〇〇	
【第 号】	月 日受付	企業価値担保権抹消	
(企業価値担保権者)	〇〇〇〇	〇市〇丁目〇〇	
~~~~~			
【第 号】	月 日受付	企業価値担保権設定	
(企業価値担保権者)	〇〇〇〇	〇市〇丁目〇〇	

別記第3号

受付帳（登記識別情報の失効の申出）

令和 年 令和 年 月 日 作成

【第 号】	月 日受付	企業価値担保権設定	
(企業価値担保権者)	〇〇〇〇	〇市〇丁目〇〇	
【第 号】	月 日受付	企業価値担保権抹消	
(企業価値担保権者)	〇〇〇〇	〇市〇丁目〇〇	
~~~~~			
【第 号】	月 日受付	企業価値担保権設定	
(企業価値担保権者)	〇〇〇〇	〇市〇丁目〇〇	

別記第 4 号

通知 番号	通知書発送 の年月日	企業価値担保権設定者		通知事項	通知を受け る者の氏名	備考
		名称	本店の所在場所			

別記第 5 号

受付年月日	受付番号	企業価値担保権設定者		申出人（請求人） の氏名又は名称	備考
		名称	本店の所在場所		

別記第 6 号

登記識別情報通知書交付簿

令和 年

令和 年 月 日 作成

【第 号】	月 日 受付	企業価値担保権設定	
(企業価値担保権者)	〇〇〇〇	〇市〇丁目〇〇	
【第 号】	月 日 受付	企業価値担保権抹消	
(企業価値担保権者)	〇〇〇〇	〇市〇丁目〇〇	
~~~~~			
【第 号】	月 日 受付	企業価値担保権設定	
(企業価値担保権者)	〇〇〇〇	〇市〇丁目〇〇	

別記第 7 号

交付年月日	受付年月日	受付番号	申請人の氏名又は名称	備考	押印欄

別記第 8 号

約 4 c m

約 4 c m	登	付 受	
	記	第	令 和
	濟	号	年
約 3 c m	支 務 何		月
	局	局	
	印	何 法	
			日

別記第 9 号

約 4 c m

約 3 c m	登	支 務 何		
	記	局	局	
	濟	印	何	法

別記第 1 0 号

約 1 c m

約 5 c m

何  
法  
務  
局  
何  
出  
張  
所

別記第 1 1 号

約 0.8 c m

約 5 c m

順  
位  
番  
号  
  
区  
  
番

又  
は

約 5 c m

約 0.8 c m

順 位 番 号	区  番
------------------	------------

別記第 1 2 号

約 0.8 c m

約 6 c m	順位番号
	区番付記号

又  
は

約 6 c m

約 0.8 c m	順位番号	区番付記号
-----------	------	-------

別記第 1 3 号

約 2 c m

約 3 c m	抹 消 登 記 済	法 務 局  (地 方 法 務 局)	法 務 局
---------	-----------------------	--------------------------------------------	-------------